





令和6年3月17日(日) とくしまどうフェスタに参加しました!



補助事業・講座一覧

○ 栄えある受賞を称えるとともに、今後ますされました。

令和6年2月28日に開催されました「第25 回全国農業担い手サミット」において有限会 が審門において農林水産大臣賞を受賞されま した。 代表取締役 納田 明豊 氏は平成18年に事業 を継承し、なると金時を餌にした肉質の良い を継承し、なると金時を餌にした肉質の良い がを「阿波の金時豚」としてブランド化。飼 がを「阿波の金時豚」としてブランド化。飼 がを「阿波の金時豚」としてブランド化。飼 がを「阿波の金時豚」としてブランド化。飼 がを「阿波の金時豚」としてブランド化。飼 があると金時を餌にした肉質の良い

CAMITA

L 板町

E ANGEST

STORY OF THE STORY

有限会社NOUDA 大臣賞受賞

お問い合わせ

上板町役場

産業課

☎088-694-6806

令和5年度 町内卓球大会

の高い商品を比較的安く提供しております。

畜産業で排出された糞尿を発酵させ

た堆肥を使用することで循環型農業にも寄与

令和5年度町内卓球大会が、令和6年3月3日(日)に上板町農村環境改善センター多目的ホールにて開催されました。約30名が参加し、小学生の部・一般の部・団体の部と熱戦を繰り広げました。 大会結果は以下のとおりです。(敬称略)



小学生男子の部

優 勝:七條 優心 準優勝:小田 朝陽 第3位:影山 竜久



一般男子の部

優 勝:山□蓮太朗 準優勝:吉住 勝己 第3位:吉田 浩通



一般女子の部

優勝:犬伏峰子準優勝:南城満佐子第3位:黒川美雪



団体の部

優 勝:上板卓球クラブ 準優勝:上板中学校B 第3位:上板中学校A

● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

第40回 上板町内スポーツ少年団少年野球大会

町内スポーツ少年団野球大会が、令和6年3月10日(日)に松島小学校グラウンドにおいて開催されました。選手たちは、元気あふれるプレーでチームメイトや保護者の声援に応えていました。

大会結果は以下のとおりです。

優 勝:松島スポーツ少年団 準優勝:高志スポーツ少年団







● お問い合わせ ●

上板町教育委員会

20088-694-6814

「わらあい市」の開催月が変更になります

技の館では、月に1回(毎月第1日曜日)に「わ らあい市」を開催していましたが、4月から約 2ヶ月に1回の開催となります。(月によっては、 開催する月もあるので、正式な開催は技の館HP でご確認ください)

わらあい市は、とくしま上板熱中小学校の生徒 さんによるあたたかいおもてなしが自慢のイベン トです。

小さなお子さまから世代を問わず楽しんでいた だける手作り感あふれる空間です。

回数は少なくなりますが、ワークショップ体験 やミニ縁日コーナー、季節毎のゲームなど、その 分パワーアップして開催します。イベントの詳細 は、技の館HPでご確認ください。

10時~14時 小雨決行

令和6年度 開催日(予定)

2024年4月7日(日) 桜まつりと同時開催です 2024年6月2日(日) 藍マルシェ開催のため、 WS・フリマブースのみ

2024年7月7日(日) 2024年8月4日(日) 2024年10月6日(日) 2024年12月1日(日) 2025年2月2日(日)



お問い合わせ●

技の館〈一般社団法人ジャパンブルー上板〉 〒771-1310 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32番地4 **☎**088-637-6555



「とくしま発達障がい啓発イベント2024」 を開催します!

- ■日時 令和6年4月6日(土) 10:00~16:00
- ■場所 文化の森 21世紀館(徳島市八万町向寺山)
- ■内容 パネル展・作品展、

啓発映画 (僕が跳びはねる理由) 上映、個別相談会等

詳しくは、ホームページ 【徳島県発達障がい者総合支援センター】 で検索を!

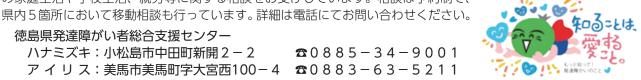
※4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、4月2日~8日は「発達障害啓発週間」として、 社会全体で自閉症等の発達障がいの啓発に取り組む活動を行っています。

「徳島県発達障がい者総合支援センター」では、発達障がいに関して、乳幼児から成人まで、あらゆる年齢層の方 の家庭生活や学校生活、就労等に関する相談をお受けしています。相談は予約制で、

徳島県発達障がい者総合支援センター

ハナミズキ:小松島市中田町新開2-2 アイリス:美馬市美馬町字大宮西100-4 ☎0883-63-5211

☎0885-34-9001



4月14日(日)10時~ 14時に上板なかよしこ ども食堂を開催します。

今回の開催場所は、 技の館です。(住所:板 野郡上板町泉谷字原東



こども食堂は、地域のこどもから高齢者まで、だれも が仲良く楽しく集い、安心して暮らせる町づくりを目的 として活動しています。

食事の他に色々な遊びやゲームも用意しています。

こどもから大人までどなたでも参加できます。どうぞ お越しください。

参加をご希望の方は、下記の技の館 まで電話で事前申込をお願い致します。 こども 無料 大人 300円

● こども食堂申込電話 ● ☎088-637-6555

ポプリとは乾燥した花にエッ センシャルオイルで香りつけ したアロマグッズです。

自分の好きな花の組み合わせ に、お気に入りの香りをつけ られ、花の質感や色彩で上品 なインテリアとなりますね。 母の日のプレゼントにも最適 です。

人権のお話もあります。



■日 時 4月23日(火) 午後1時30分~

15名(先着となりますので、お早めに電話で ■定 員 お申し込み下さい)

■参加費 材料費500円程度

■場 所 馬道会館 ☎088-694-4868

上板町両分字原渕18番地2

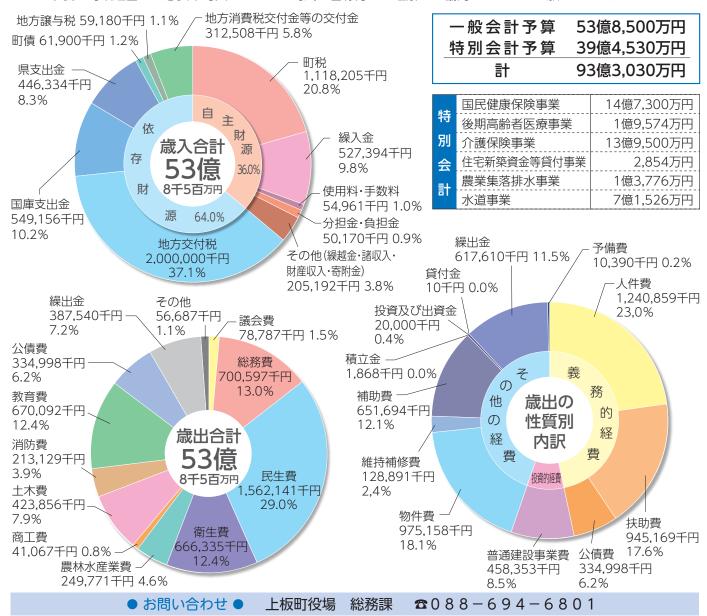
令和6年度 当初予算の概要

上板町議会3月定例会において令和6年度の一般会計当初予算及び住宅新築資金等貸付事業特別会計など6特別会計の当初予算が議決されました。

一般会計の歳入歳出予算総額は前年度当初予算に比べ2.0% (105,000千円) 増の53億8千5百万円となっております。 歳入面では、町税、地方交付税、臨時財政対策債、及び財政調整基金等の「一般財源総額」は7.2%の増であります。 財政調整基金等取り崩しによる繰入金は23.8%の増となり、次年度以降の大型事業に備え、今後における基金の管理に ついては、計画的な運用が不可欠です。

主な施策としては、『子育て支援・若者の定住促進』支援として、これまで取り組んでまいりました、保育料の半額助成、高等学校卒業までの医療費の助成や、今年度も出生児におむつ等育児用品や木製お食い初めセット等を贈り、少子化対策の強化に取り組みます。『高齢者福祉・社会福祉サービスの充実』対策として、保健相談センターを拠点とした、町民の健康の保持及び推進を図っています。さらに、帯状疱疹予防接種の費用助成を行い発症を抑制し、重症化や後遺症の予防につなげます。『地域資源の活性化と魅力発信』対策として、引き続き伝統産業である藍や和三盆糖を支援するため藍生産力向上事業補助金やサトウキビ生産力向上事業補助金を実施します。さらに、農業経営収入保険加入推進事業補助金を実施し、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少の補償を通じた農業経営の安定を支援し、農業振興に取り組みます。『災害への万全な備えで安全安心な町づくり』対策として、防災上必要な農業用ため池の廃止を行うためため池廃止工事を実施します。『財政健全化、町民に開かれた町政』として、緊急度や優先度を踏まえた『取捨選択』を行います。また、ふるさと納税が、新たな財源となるよう魅力向上を図り、自主財源の確保、事務事業の見直しを行い創意工夫のもと、施策の選択と集中による財政の健全化に取り組みます。

厳しい状況が続きますが、今まで以上に小さなことほど丁寧に、当たり前のことほど真剣に、常にチャレンジ精神をもって取り組み結果を残せるよう努力するとともに、国県の政策・動向等に注視し、住民のニーズにも柔軟に対応していくことが今後の町政運営には必要不可欠ですので、町民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いします。



令和6年上板くらし応援商品券 配付のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている上板町民の皆様の生活を応援するため、上板町内事業所で使用可能な商品券「令和6年上板くらし応援商品券」(1人当たり5,000円)を下記の対象者に配付しています。

お受取りになった令和6年上板くらし応援商品券は、取扱店舗等として事前登録された上板町内の店舗・事業所でご使用いただけます。



配付対象者

令和6年2月1日において、町の住民基本台帳に登録されている人

- ※登録された住所が生活の本拠でないときは、配付対象者に含まれない場合があります。
- ※居住の状況により、申し出等が必要になる場合があります。

上記の配付対象者に該当する方で、まだお手元に商品券が届いていない場合は、上板町 役場総務課までお問い合わせください。(世帯主あてにゆうパックで送付しています) 使用有効期限は、令和6年8月31日(土) までとなっています。

期限を過ぎた場合は使用できませんのでご注意ください。

使用可能店舗・事業所

下記の使用可能店舗一覧は令和6年2月29日現在のもので、新たに追加された店舗は上板町ホームページで随時更新しておりますのでご確認ください。

- 愛犬美容室ドックノーズ
- ●有限会社麻名自動車
- ●浅野白動車
- ア・センブル美容室
- ●植田畳店
- ■エステティックサロン ちあふる。
- ●エフメイト
- ●大西商店
- ●岡萬本舗 北本店
- ●有限会社加島でんき
- cafe apron
- ●上板農産市 春夏秋冬
- ●亀井製麺所
- カラオケ喫茶 さち
- ●河野ストア
- ●有限会社木内金物店
- ●キリン堂上板店
- ●KUMON上板教室
- 桑原金物株式会社

- ●御所カントリークラブ
- ●斉藤食堂
- ザ・ビッグ上板店
- ●新洗蔵ザ・ビッグ上板店
- ●セブンーイレブン上板町神宅店
- ●セルフうどん だいせん食堂
- セルフドライママ上板営業所(竹内商店)
- 総合衣料まえさか
- ●有限会社高志硝子建材
- ●中華そば和楽や
- ●手羽先からあげもん助
- ●東條自動車整備工場
- ●有限会社富永石油
- ●ドラッグストア コスモス上板店
- 日新酒類株式会社 上板本社 エントランス
- ●野口商店
- ●ファッションライフ まつたに
- ●ファミリーショップなとう上板店
- ●ふくおか理容所

- ヘアーワーク・サトウ
- ●ヘアメイクPosh.
- ●本那米穀店
- ●株式会社マスダ
- ●有限会社松島タクシー
- ●松村商店
- ●丸金
- ●ミネ美容室
- ●民宿寿食堂
- ●有限会社村上守男結納店
- ●森電器商会
- ●有限会社大和商店
- ライフショップこんどう
- ●リカオー上板店
- ●有限会社レストラン際
- ●ローソン上板町瀬部店
- WAZA CAFFE
- ●株式会社Watanabe's
- ●渡部印刷所

※**取扱店舗等随時募集しています。(詳しくは、ホームページをご覧ください。)** ※店舗名は50音順で並んでおります。

ご不明な点は、上板町役場総務課(☎088-694-6801)までお問い合わせください。

各

種

相談

開設予定日 日行政相談所

係行政機関にあっせんを行い 相談を受け、必要に応じて関 事に対する苦情や要望などの 住民の皆さんから役所の什

相談ください。 守られますので、 相談は無料で、秘密は固く お気軽にご

令和6年4月7日(水)

午後1時30分~午後3時30分

上板町老人福祉センター

相

お問い合わせ 上板町役場 総務課

種

権相談

和6年4月は次のとおり予定 嘱をうけた人権擁護委員が しています。 守る活動を行っています。令 権についての相談を受けたり 法務局と連携しながら人権を 特設相談所を設け、皆様の人 上板町では法務大臣より委

全国共通フリーダイヤル

開催場所

上板町中央公民館 (役場2階) 第1会議室

関する様々な相談を受け付け ております。 発推進センター及び徳島地方 法務局常設相談所で、人権に また、徳島県立人権教育啓 午後1時30分~午後4時 令和6年4月18日(木)

)人権教育啓発推進センター

徳島市東沖洲2-14 徳島地方法務局常設相談所 沖洲マリンターミナルビル **3**088 (664) 3701 徳島県男女参画・人権課分室 あいぽーと徳島

30分から午後5時15分 徳島合同庁舎6階 相談時間 平日 午前8時 徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方法務局人権擁護課

電話による相談 ●みんなの人権110番

2088(694)6801

子どもの人権110番 0570(003)110 全国共通ダイヤル ※発信地域に応じて、最寄り の相談所につながります。

全国共通ダイヤル 女性の人権ホットライン 0120(007)110 ※発信地域に応じて、最寄り 0570(070)810

健康食品購入の注意点

が、それは違います。 と連想されるかも知れません とか「病気の治療が出来る. 摂取すれば健康になれる。 健康食品は多種多様です。 健康食品という言葉から

品全体の有効性や安全性を示 の成分に関する情報であり複 以外の表示内容は主にひとつ れます。「特定保健用食品 の「特定保健用食品(トクホ)」 しているとはいえませんので 数の原材料から出来ている製 食品」と、それ以外に分けら 「栄養機能食品」「機能性表示 健康食品とは健康機能食品

る場合があります。

とくにテレビの通販番組や

の相談所につながります。

●お問い合わせ

2088 (694) 6809 上板町役場 住民人権課

上板 相談窓口 お知らせ 消 費生活 からの

ご注意ください。

効性のみが強調されて魅力的 ですがそれらをうのみにする と経済被害や健康被害を受け 健康食品の広告やCMは有

たら、左記までご相談下さい ●上板町消費生活相談窓□ 少しでも不安や疑問に思っ

年末年始を除く) 時~16時30分(土·日·祝 受付 平日9時~12時 13 秘密厳守・相談無料

れます! 全運動が実施さ の全国交通安

●実施期間

●徳島県交通安全メインタイ での10日間 令和6年4月6日~15日ま 阿波の道 ゆずる心と 待つゆとり

●運動の重点

②歩行者優先意識の徹底と ①こどもが安全に通行でき る道路交通環境の確保と 安全な横断方法の実践 運転の励行 |思いやり・ゆずり合い

ネット広告はお得な情報しか ③自転車・電動キックボー ド等利用時のヘルメット

限を強調する広告やCMには 特に詳細を確認するようにし 流しません。 低価格や時間制 ておくようにしましょう。 契約内容を記録やメモに残し

④高齢者及び夜間の交通事

着用と交通ルールの遵守

2088 (694) 6816 令和 島地震募金活 中間報告 故防止の徹底 6年能登半

はじめに

見舞い申し上げます。 被災された皆様に、心からお この度能登半島地震により

ます。 となることを目的としており 方々への支援と復興への一助 本募金活動は、 被災者の

実施状況

額となりました。 よりまして、令和6年3月13 板町消費者協会様、上板町ス でに、多くの住民の皆様や上 日時点で約○○○万円の募金 ポーツ協会様からの御支援に 募金活動の開始から現在ま

中でございます。 この募金活動は現在も継続

おわりに

支援など、現地の状況に注視 行っていく所存です。 し、必要な支援を継続的に 旧・復興、被災者の方々への 上板町として、被災地の復

ご協力をお願い申し上げます。 引き続き、温かい御支援と

令和6年度 町税及び保険料の納付期限についてお知らせします。

令和6年度の納期は次のとおりになっています。納付期限内の納付にご協力をお願いいたします。

	軽自動車税 (種別割)	町・県民税	固定資産税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
5月	5月31日(1期)					
6月						
7月		7月1日(1期)	7月31日(1期)	7月31日(1期)	7月1日(1期) 7月31日(2期)	
8月						
9月		9月2日(2期)	9月30日(2期)	9月2日(2期) 9月30日(3期)	9月2日(3期)	9月2日(1期) 9月30日(2期)
10月		10月31日(3期)		10月31日(4期)	10月31日(4期)	10月31日(3期)
11月						
12月			12月25日(3期)	12月2日(5期) 12月25日(6期)	12月25日(5期)	12月 2 日 (4期) 12月25日 (5期)
令和7年1月		1月31日(4期)		1月31日(7期)		1月31日(6期)
令和7年2月			2月28日(4期)	2月28日(8期)	2月28日(6期)	2月28日(7期)
令和7年3月						3月31日(8期)
	上板町役場 税務課 ☎088-694-6807				上板町役場 ☎088-69	健康推進課 94-6810

令和6年度 国民健康保険税

令和6年度の国民健康保険税は、次の表のとおりとなります。(令和5年度から変更はありません。)国保加入者の皆さまには、健全な国保運営維持のためご理解とご協力を賜りますようお願いします。

令和6年度の 国民健康保険税率		医療給付費	後期高齢者 支援金	介護納付金
所得割率	課税対象額※	9.5%	2.8%	2.0%
均等割額	加入者一人あたり	25,000円	8,000円	7,000円
平等割額	一世帯あたり	20,000円	7,000円	6,000円
課税限度額		650,000円	240,000円	170,000円

※課税対象額 … 加入者の前年中の総所得金額及び山林所得金額、譲渡所得金額などの合計から43万円を控除した額

税制改正に伴い、課税限度額及び 保険税軽減範囲が変わります。

		課種	兑限度	額		令和5年度	令和6年度
	医	療	給	付	費	65万円	65万円
	後其	阴高	齢者	支援	金金	22万円	24万円
	介	護	納	付	金	17万円	17万円
ſ		合		計		104万円	106万円

■所得がない場合でも、均等割と平等割は課税されます。ただし、所得が 一定の基準以下の世帯については、均等割と平等割が軽減されます。(申 請は不要ですが所得申告が必要です。)

〈令和6年度軽減所得判定〉

7割軽減=43万円+10万円×(給与所得者数-1)以下の世帯

5割軽減=43万円+29万円×被保険者数+10万

×(給与所得者数-1)以下の世帯

2割軽減=43万円+53万5千円×被保険者数+10万円

×(給与所得者数-1)以下の世帯

● お問い合わせ ● 上板町役場 税務課 ☎088-694-6807

国民年金保険料 学生納付特例制度

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

■対象者

学生納付特例を受けようとする年度の前年 の所得が一定以下の学生(※1)

(※1) 学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方で夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象です。

■添付書類

基礎年金番号通知書または年金手帳(氏名記載ページ)のコピー

学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)のコピーまたは在学期間がわかる在学証明書(原本)

詳しくは、日本年金機構ホームページを ご覧ください。

お問い合わせ

上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

徳島北年金事務所 ☎088-655-0200

アサンスポーツクラブより新会員プラン誕生

のお知らせ!

ナイト会員

なんと月会費/3,960円(税込) 夜間時間帯使い放題!!

利用時間(月曜〜金曜)18:30~20:30 (土曜) 17:30~19:30 ※時間内のスクール受講可 上板町民の方限定で、大変お得な会員プラン誕生! なんと、月々¥3,960円(税込)で夜間営業時間帯使い放題、さらに各種スクールも受講できる新会員コースを設定しました。

是非この機会にアサンスポーツクラブで運動し、健康的 な体を手に入れよう!!

「令和6年5月28日」までにご入会いただくと

入会金 3,300円(税込) 年会費 3,300円(税込)

月会費 3.960円(税込/施設協力費含む)

ご不明な点は、

お気軽にアサンスポーツクラブへお問合せ下さい。 ☎088-694-6557

休館日 毎月月末29日・30日・31日

令和5年度価格高騰重点支援均等割のみ 給付金(10万円/1世帯)のご案内

住民税非課税世帯への給付金に続き、同様に物価高騰による影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)を支援するため、1世帯あたり10万円を支給します。対象となる可能性のある世帯への案内は、令和6年3月にお送りしています。申請期限は下記のとおりです。

申請期限:令和6年5月14日(火) ※当日消印有効

- ※令和5年度の住民税非課税世帯への給付金(3万円・7万円)を受給している世帯は対象外です。
- ※上記は、不備書類の提出期限にもなりますのでご注意ください。
- ※令和6年2月末時点で本町の税情報により確認し、対象となる可能性がある世帯には、既にご案内をしています。それ以降、所得の申告内容の修正等により世帯全員が"所得割非課税"となった場合は申請が可能です。申請対象者は基準日(令和5年12月1日)時点の当該世帯の世帯主で、振込口座も原則申請者本人名義のものとなります。
- ※未申告の方のいる世帯は、その方の所得の申告をした上で世帯全員が "所得割非課税"となった場合に対象となります。
- ※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

臨時特例給付金の「振り込め 詐欺」や「個人情報の搾取」に ご注意ください

自宅や職場などに都道府県・市区町村 や国(の職員)などをかたる不審な電 話や郵便があった場合は、お住いの市 区町村や最寄りの警察署か警察相談専 用電話(#9110)にご連絡ください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811



住宅用火災警報器について

10年経ったら取り替えましょう!!

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火事を

感知しなくなることがあるため、交換が必要です。 交換の目安は、住宅用火災警報器を設置してから10年です。住宅用火災警報器を設置した時に記入した『設置年月日』、または本体に記載

されている**『製造年**』で確認してください。

お問い合わせ●

板野西部消防署 ☎088-672-0198 ホームページ: https://www.itanoseibu-119.org





種別	火災	救急
令和6年2月	1	85
出動件数(件)	(1)	(202)
前年同月	0	89
出動件数(件)	(1)	(217)

※上段=月計、()=累計







上板町の応援事業・制度を

ご紹介します!

上板町では、様々な補助事業・制度等で、皆様の暮らし・ 生活をサポートしています。

今回は実施している、一部の事業・制度等の支援内容を ご紹介します。



※上板町で行っている一部の補助事業・制度等のみ掲載しています。 町で行っている全ての補助事業・制度等ではありません。 掲載されていないものについては、担当課にお問い合わせください。

交付する補助金は所得として課税の対象となる場合があります

詳しくは各ページをご覧ください				
移	・わくわく移住支援事業 P10			
移住	・移住就業等支援金 P10			
住く	・住宅リフォーム補助事業 P11			
住く 宅ら	・結婚新生活支援事業 P11			
•	・住宅取得応援助成金 P11			
	・住宅改修に対する補助 P12			
災	・耐震診断・補強計画 P12			
災害への備	・危険ブロック塀等対策 P13			
の備	・感震ブレーカー P13			
え	・災害時協力井戸 P13			
	・防災士資格取得補助 P13			
環	・コンポスト補助金 P14			
環境への備	・合併浄化槽設置補助 P14			
の備	・思いやり収集 P15			
え	・大型ごみの「ふれあい回収」 P15			
空	・空き家バンクP16			
き家	・除却 P17			
31	,			

毒	
隶	
表	
草	
这	
坢	

	·上板町藍生産力向上事業 P18
	・上板町サトウキビ生産力向上事業 … P18
	· 有害鳥獣被害防止対策 設備購入補助金 P18
	·上板町単独農地集積促進事業 P19
	・上板町スマート農業推進事業 P19
	·農業経営収入保険加入 推進補助金 ·······P19
1	・あなたと出会いたい人がいる P20
	・徳島バス定期券購入費補助制度 … P20
	・高齢者外出支援バス・タクシー 料金助成事業 P20
	·上板町敬老祝金支給事業 P20
	・自主防災組織活動助成事業 P21



くらし応援

・各種講座案内 ……… P23

補助制度 ······ P21 · 带状疱疹予防接種 ····· P22

・自転車乗用車ヘルメット購入費



9ページから24ページまでは抜き取って保存ができます。

移住



東京圏「東京・埼玉 「井・神奈川」

から上板町へ 移住される方へ



わくわく!上板ライフ!/わくわく移住支援事業

2人以上の世帯で移住

100 万円

単身世帯で移住

60万円



どんな人が対象?

移住元要件

通勤していた者。

町に移住すること。



① 住民票を移す直前に1年以上連続して東

② ①の者で直近10年間のうち通算5年以

※東京23区の大学等へ通学し、東京

23区内の法人又は個人事業主とし

て就業した者、または23区内の企業等に就職した者は通学期間も対

象期間とすることができる

京23区に在住、または東京圏(※条件

不利地域を除く)に在住し東京23区に

上(直近1年間を必ず含む)の者が上板





上板町へ





移住先要件

※次のいずれかに該当



県内企業へ就職

マッチングサイトに掲載のある移住支援 金対象法人等に就職している



専門人材

プロフェッショナル人材事業又は人材 マッチング事業を利用して就業した者



テレワーカー

上板町に移住し、生活の本拠として、移 住元で業務を引き続き行うこと



創業・起業する者

徳島県が実施する創業支援補助金の交付 決定を受けて創業・起業する者



関係人口

農林業、商工業、観光・交流の振興に係る事業関係者として深く上板町に係る者



支援金はいくらもらえるの?





世帯 (18歳未満の子がいない)

100万円



子育て世帯 (18歳未満の子がいる)

100万円+子ども1人につき100万円

例) 子どもが2人いる夫妻の場合 世帯100万円+100万×2人=300万円

注意

- ・申請は上板町に**転入後1年以内まで**に行うこと
- ・上板町に申請日から5年以上継続して住む意思があること
- ・移住元要件及び移住先要件の通勤及び就職については、雇用保険の被保険者としての者に限る
- ・上板町わくわく移住支援事業補助金交付要綱に<u>違反する</u>場合は交付の<u>取消・返還等</u>を求めることがあります
- ※その他詳細な要件がありますので、申請される場合は必ず上板町企画防災課へご相談ください。

移住就業等支援金 5万円





〇対象者

上板町内の事業所で常用労働者と して1年以上勤務している方で、 上板町に1年以上居住している方。

○その他の要件

- □住民登録が令和3年10月1日以降である
- □支援金交付後も引き続き上板町に居住する意思がある ※その他詳細については、上板町移住就業等支援金交付 要綱を必ずご確認ください。

- お問い合わせ●
- 上板町役場

☎088-694-6824

くらし・住宅

住宅リフォーム補助事業

上限 20万円 (対象工事費の30%)

受付期間

令和6年

4月8日~5月10日

住宅のリフォーム工事費の30%上限20万円補助

(例 工事費67万円(税抜)×30%=20万1千円 補助額20万円)

予算の範囲内で補助

※応募多数の場合は抽選となります

●対象となる工事

- ・上板町内の業者が施工し、令和7年2月までに完了できる工事
- ・対象工事費(税抜)が20万円以上の工事
- ・住宅のリフォーム工事 (キッチン取替、床板張替え、外壁塗装等)

申請できる方

- ・住宅の所有者又は居住者※過去に申請した方又は住宅は再申請できません
- ・上板町内に1年以上居住されている方
- ●申請からの流れ

申請

交付決定

業者契約 施工開始

完了報告

※申請時点で契約又は工事に着手・完了している場合は 対象となりません

結婚新生活支援事業

最大60万円

婚姻時年齢30歳以上の 場合最大30万円



※対象となる費用は 令和6年度中に発生 したものになります

令和6年度中(R6.4.1~R7.3.31)に結婚した世帯に対し、居住費などを補助

●対象となる費用



住宅購入費 (新築・中古)

●申請できる方

・婚姻時夫婦ともに39歳以下

・世帯所得500万円未満(世帯合算)



リフォーム費 (業者が行うもの)



家賃・敷金・礼金・共益費 (駐車場代は対象外)



引越し費 (業者が行うもの)

●申請時に必要なもの

- ・婚姻がわかるもの(受理証明、戸籍全部事項証明等)
- ・住民票 (写し)
- ・所得がわかるもの (所得課税証明等)
- ・契約書、領収書(写し)

※令和5年度に交付を受けた方で、上限額に達しなかった場合は、令和6年度に補助上限額から既に交付を受けた金額を差引いた金額を請求できます ※申請される場合は、必ず事前にご相談ください

住宅取得応援助成金

・5年以上継続して上板町に居住する意思がある

固定資産税相当額

申請期間

令和6年 令和7年 7月1日~3月15日



●制度の流れ











間に居住された方

R5.4.1-R10.3.31の 間に居住された方

H30.4.1~R5.3.31の



住宅、住宅用地分の 固定資産税相当額

住宅の固定資産税相 当額(土地分含まない)

補助

町内の戸建て住宅に 新たに居住を開始

固定資産税の納税

申請

●補助対象者

- ・住宅(新築・中古)を取得した方
- ・定住した方

●必要書類

- ①住民票 (続柄記載) 写し
- ②固定資産税課税明細書·納税通知書·領収書
- ③登記事項証明書又は登記完了証
- ④助成金振込□座の通帳 写し
- ⑤住宅付近見取り図
- ⑥その他町長が必要と認める書類
- 注) 住宅によっては相当額全額が 助成されない場合があります
- 注) 申請は初回以降も毎年申請が 必要となります

お問い合わせ●

上板町役場

企画防災課

☎088-694-6824

出典:(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」



住宅改修に ▶対する補助 最大140万円



耐震化改修(本格改修) 上限110万円

耐震性を向上させるリフォーム工事費を補助

- ●耐震診断必須 ※評点1.0未満の住宅が対象
- ●分電盤タイプの感震ブレーカーの取付必須
- ●改修後の評点が1.0以上の工事が対象
- ●県登録業者等が施工する工事に限る
- ●1.5m以上の家具固定必須

耐震シェルター 上限80万円 耐震ベッド

- 限40万円

(4/5補助)

耐震性を有するシェルター・ベッドの設置を補助

- ●耐震診断必須 ※評点1.0未満の住宅が対象
- ●県登録業者等が施工する工事に限る
- ●1.5m以上の家具固定必須



スマート化支援 上限 30万円

- ※耐震化改修又は耐震シェルター・ベッド (2/3補助) 設置と併せて行う工事が対象
- ICTやAIを活用した設備の設置必須 (見守りトイレ、スマートロック、遠隔確認機能付き宅配Box等)

住替え支援事業

- ●耐震診断必須※評点0.7未満の住宅が対象(2/5補助)
- ●昭和56年5月31日以前の住宅が対象
- ●現在居住している住宅が対象
- ●解体業者等が施工する工事



耐震診断・補強計画

※耐震化改修等を実施する場合は耐震診断が必須となります

耐震診断

申請者負担 3,000円

平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅 の耐震性を調査し、評点を判定を行います

- ※補助の対象は3階建て以下の木造住宅に限る
- ※診断には3,000円の実費負担が必要となります。

補強計画

無料

耐震診断の結果を基に、改修工事の参考となる補 強計画と概算費用の作成を行います。

- ※診断の判定結果が評点1.0未満の住宅に限る
- ※耐震シェルター・ベッド及び住替え支援を予定して いる場合は申込できません

申請期間:令和6年4月1日~12月20日

※予算に達した場合は事前に受付を終了することがあります

工事期間:令和7年2月末までに完了できる工事

※工事及び契約は交付決定通知受取後に行っていただきます。事前の着手・契約は対象となりません

交付する補助金は所得として<mark>課税の対象</mark>となる場合があります

申請される場合は事前に上板町 企画防災課へお問い合わせください

☎088-694-6824 上板町役場 企画防災課 お問い合わせ●

出典:(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」



危険ブロック 塀等対策



地震発生時にブロック塀等の倒壊など、災害を未然に防止 するため、ブロック塀等の撤去・新設にかかる費用を補助

撤去のみ 上限 66,000円 撤去+新設 上限 333,000円 (2/3補助)

- ●対象となるブロック塀は避難経路等に面した危険なブロック塀として、安全対策が必要と判断されたもの
- ●町内の業者が施工し、令和7年2月末に工事が完了できること



感震ブレーカー 上限 20,000円 (1/2補助)



地震発生時による住宅火災を防ぐため、感震ブレーカーの購入費・設置費用を補助

- ●工事期間:令和7年2月末までに完了できる工事
- ※工事及び契約は交付決定通知受取後に行っていただきます。事前の着手・契約は対象となりません



災害時協力井戸 上限 11,000円 (水質検査を希望)



災害時に生活用水として使用する井戸水を無償で提供していただける災害時協力井戸の登録を募集。 ※登録された井戸の水質検査を希望される場合に検査費用上限11.000円を補助

- ●登録できる井戸は町内に所在し、現在も使用されており、井戸枠が設置され、安全に使用でき、井戸水を くみ上げるポンプ、つるべ等が設置されているもの
- ※登録された井戸は上板町HPに掲載され、広く周知いたします。



人防災士資格取得補助 認証登録料等

地域防災力向上のため、上板町に在住で、上板町防災士会に入会し、活動する意思のある方を対象に 防災士の資格取得に関する費用を補助

●対象経費は防災士機構認証の研修機関による講座受講費、試験受験料、認証登録料です。 ※経費の事務手数料(振込手数料・書類の郵送料等)は補助対象外

※上板町防災士会とは … 主に町内で防災啓発活動を行うボランティア団体です

お問い合わせ●

上板町役場 企画防災課

☎088−694−6824

環境への備え

生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組みませんか

町では、生ごみの減量化及び資源化を推進するため、**家庭用生ごみ処理機等の購入に補助金制度**を設けておりますのでご活用ください。

詳細は、町HPをご覧いただくか環境保全課へお問い合わせください。

(補助金額)

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

- ①電気式生ごみ処理機器 (例:乾燥式・バイオ式) 購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。
- ②生ごみ処理容器(例:コンポスト・EM菌等使用容器) 購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。



※補助金の交付は1世帯につき1回限りで、電気式生ごみ処理機器又は生ごみ処理容器のどちらか1台となります。ただし、補助金の交付を受けたときから電気式生ごみ処理機器は6年、生ごみ処理容器は2年を経過したときは、この限りではない。

- ※先着順に受け付け、補助数に達し次第、締め切りとなります。
 - 手続き方法などお問い合わせ先 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているので、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への 転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。

合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方(新設)、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方(転換)に対して、補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、右記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。



●合併処理浄化槽設置補助

人 槽	新設(補助限度額)	転換(補助限度額)
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

●撤去費補助

区分	補助限度額
単独槽撤去	120,000円
汲取り槽撤去	120,000円

◎受付期間:令和6年4月1日 ~ 令和6年11月29日

なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。 また、受付期間終了時に補助予定基数に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。 ※補助金は所得として課税の対象となることがあります。

詳細については、上板町役場 環境保全課(☎088-694-6813)までお問い合わせください。

お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

思いや切収集

高齢者の方や障がいをお持ちの方でごみ出しが困難な方へ

思いやり収集は、高齢者等ごみ出し支援事業として、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集にお伺いし、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。



1. ご利用できる世帯

町内に親族が不在である。又は近隣在住者等の協力を得ることができない等、自力でごみ等を排出することが困難である方。

担当者が聞き取りをさせて頂きます。

注:対象要件を満たしていても、自分(家族)で買い物に行っているなど、ごみ出しができると判断される場合には、利用対象外となります。

2. ごみの収集について

- (1) 収集するごみは、①可燃ごみ、②圧縮ごみ、③破砕 ごみ、④資源ごみ になります。
- (2) ごみ収集場所は、原則として利用者宅の玄関先 や門扉先とします。
- (3) ごみ収集日時は、後日連絡致します。

3. お申込み等

- (1) 申請書 (環境保全課 窓口にあります。) に必要 事項を記載し、環境保全課へ提出して下さい。
- ※申請書の提出は、代理申請でも受付します。

● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

大型ごみの「ふれあい回収」

上板町では、環境保全・地域福祉施策として大型ごみの「ふれあい回収」を実施しています。

■「ふれあい回収」とは

現在、高齢化社会への移行と住宅事情の変化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障害者で、大型ごみを決められた場所まで持ち出すことが困難な方々が増えてきています。

上板町では、大型ごみの回収は原則として「リサイクルセンター」で決められた日時に行っていますが、自らが上記場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収しに行くサービスを実施します。

■対象品目

下記の6品目を除く家庭で不要となった大型ごみ テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・衣類乾燥機・ エアコン・パソコン

※個別の品目については、家庭ごみ分別マニュアルを参照してください。

■対象世帯

次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等 の協力を得ることが困難である者

- ①70歳以上のみの世帯
- ②心身に障害のある方が同居している世帯 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・ 5が対象となります。)

■申し込み方法

- ①申込書に必要事項を記入し、役場環境保全課に提出する。
- ②役場環境保全課窓口で直接申し込む。
- ③役場環境保全課に電話で申し込む。
- ※申込書は、役場環境保全課窓□に備え付けてあります。

■引取日時

日程調整を行い決定します。

■注意事項

- ①大型ごみ1品について、大型ごみシールが1枚必要です。販売店で事前にお買い求めください。
- ②引き取り時は、必ず在宅していてください。留守 の場合は引き取りできません。
- ③大型ごみは、申込世帯の方で玄関先まで出しておいてください。都合により搬出できない場合は、職員が持ち出す時に立ち会ってください。
- ④引き取りするごみは大型ごみだけとさせていただきます。(家庭ごみ、資源ごみの回収はいたしません。)
- ⑤荒天時は、引き取りの日時を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ⑥対象世帯が、年度内に申込みできる回数は1回までとし、1回の申込みで引取りできる大型ごみの数は20品までとさせていただきます。

※その他不明な点につきましては、

上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813 FAX088-694-5903 にお問い合わせください。

空き家

上板町 空き家パシクを活用してみませんか

空き家バンクってなに?

空き家の所有者が物件情報を登録し、HP等を通して物件の情報を紹介するものです



空き家の所有者等 空き家を売りたい(貸したい)

物件登録



上板町空き家バンク

●登録した物件情報を募集・提供





移住希望者等 空き家を買いたい(借りたい)

どのように利用するの?

1)申請

上板町 企画防災課に空き家の所有者は登録申請をいただければ、物件の登録ができます。 物件情報の閲覧は誰でもできますが、買いたい(借りたい)方は、利用者登録を企画防災課に 提出していただきます。



空き家の所有者等(登録者)

※物件によっては耐震診断(**有料**) 及び補強計画の申請が必要とな

※耐震診断には3,000円の負担が

●物件登録申請 (無料)

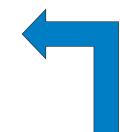
ります

必要です



上板町 企画防災課

- 物件登録受付
- ●利用者登録受付
- 耐震診断・補強計画受付



②申請

移住希望者等(利用者)

- ●物件ごとに購入・借受希望 を申出
- ●利用登録 (無料)
- ※登録は個人に限ります



- ②空き家バンク登録



1情報閲覧





移住希望者等(利用者)

売買・賃貸契約はどうするの?

取引に関する詳細な条件等の交渉及び手続きは、物件所有者と利用者の当事者間で行っていた だきます。

上板町は物件等の情報提供は行いますが、あっせん・交渉・契約等は行いません。



お問い合わせ●

上板町役場

企画防災課

☎088-694-6824

空き家



除却上限80万円 (4/5補助)

災害等により倒壊する恐れのある危険な空き家の除却を行う費用の一部を補助

●対象となる空き家

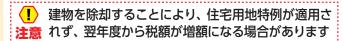
・倒壊すれば道路等を閉塞し、避難・救助活動に支 障をきたすもののうち空き家判定業務により、危 険な空き家に該当したもの

●対象となる費用

- ・空き家の解体、処分にかかる経費
- ※家財道具、機械、車両等の処分に係る費用は対象外

●対象となる者

- ・空き家住宅の所有者又はその管理者
- ※建物又は土地等に共有者がいる場合や建物に所有 権者以外の権利者がいる場合は権利者全員の同意 が必要です。





(2/3補助)

改修上限320万円さらに耐震化改修と併用で上限430万円

上板町空き家バンクに登録した物件を移住・定住者向け住宅として改修する場合の工事費の一部を補助



空き家の所有者が申請する場合

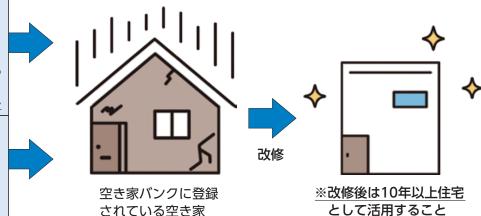
※移住・定住しようとする者のため に改修すること (貸付用住宅等)

自身の居住用の改修は対象外



空き家取得者が 申請する場合

- ・移住・定住しようとする者が空 き家を取得し、自身の居住用に 改修すること
- ※取得する空き家の前所有者が取得者の配偶者又は2親等以内の親族に該当する場合は対象外
- ※取得後1年以内に申請する必要 があります



●その他の要件

- ・徳島県内の建設業者等が施工すること ※上板町内の業者が優先されます
- ・耐震性を有する建物であること又は改修後に耐震性を有すること
- ・改修後の住宅が移住・定住者向け住宅として10年以上活用されること
- ・審査の結果、補助金を受けれない場合があります
- ・補助金は所得として課税の対象となることがあります
- ・補助金交付要綱の規定に反したときは、受けた補助金を返還しなければならない場合があります
- ・記載されている内容の他にも要件がありますので、申請される場合は事前に企画防災課までご連絡ください
 - お問い合わせ●
- 上板町役場

☎088-694-6824

上板町藍生産力向上事業

上板町の特産物である藍の栽培面積の維持・増加及び新規に藍栽培を開始する農業者に対し支援を行い、藍生産力の維持・強化を図ります。

1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、既存の藍作付面積の維持或いは増加に寄与し、原則として町内のすくも生産農家に藍葉として出荷した者、又は自家使用のために栽培している者。

2. 補助金の種類

令和6年産の藍の作付けに対して 15,000円/10アール

3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする者は、すくも栽培農地の場所等(栽培農地一覧)の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③藍葉を出荷・販売、又は自家利用した後は、生産農家への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

上板町サトウキビ生産力向上事業

上板町の特産物であるサトウキビの栽培面積の維持・増加及び新規にサトウキビの栽培を開始する農業者に対し支援を行い、サトウキビの生産力の維持・強化を図ります。

1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、サトウキビの作付面積の維持或いは増加に寄与し、原則として町内の販売先にサトウキビとして出荷した者、又は自家使用のために栽培している者。

2. 補助金の種類

令和6年産のサトウキビの作付けに対して 15,000円/10アール

3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする者は、サトウキビ栽培 農地の場所等(栽培農地一覧)の写しを添えて補助金 交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③サトウキビを出荷・販売、又は自家利用した後は、販売 先への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認 できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

有害鳥獸被害防止対策設備購入補助金

有害鳥獣による農業被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策設備を購入した方に対して、その経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付します。

【補助金の交付対象者】

上板町在住者で、**有害鳥獣被害を受けるおそれの ある農地を所有又は農業を営んでいる方**。(町税等の 滞納がない方)

【補助対象経費及び補助金額】

有害鳥獣侵入防護柵等資材購入費用です。<u>※附属</u>品のみは、補助対象外です。

補助金額:資材購入費用の2分の1

(個人限度額200,000円・団体限度額500,000円) ※限度額内であれば、年度内複数回申請可能。

【補助金申請】

- ○有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金交付申請書 兼請求書
- ○資材購入費用の領収書(写し)
- ○位置図及び完成写真 など
- ※様式は、上板町役場 産業課に備え付けています。



● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

上板町単独農地集積促進事業

農地の有効利用及び優良農地確保のため、地域の中心となる農業者(認定農業者・認定新規就農者)への農地の集積を支援します。

農地取得支援型一

●事業の内容

「上板町 人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者、又は認定新規就農者等が、町内の農地を売買により取得した場合に「取得した者」に対して交付します。

●補助金額

農地を**取得した農業者**に対して10アールあたり50,000 円を交付

農地利用増進型

●事業の内容

「上板町 人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者、又は認定新規就農者等が、農地中間管理機構を通して、町内の農地を3年以上新規に賃借した場合に「貸付者」と「借受者」に対して交付します。

●補助金額

農地を**貸付した所有者、借受した農業者**に対して10 アールあたり10,000円を交付

耕作放棄地 再生事業

●事業の内容

耕作放棄地を3年以上新規に賃借し、農地の再生利用に取り組む場合に「借受者」に対して交付します。

●補助金額

お問い合わせ

3年以上借受し再生利用した農業者に対して10アールあたり50,000円を交付 ※対象農地は、町が毎年行う荒廃農地発生・解消状況調査等において、耕作放棄地と判断された農地。

上板町役場 産業課

上板町スマート農業推進事業

上板町の認定農業者等を対象に、スマート農業機械等の購入を補助します。(審査あり)

補助率 1経営体当たり 対象額の10分の3以内、上限100万円

※複数の設備等を取得しても交付は1回限りとします。

☎088-694-6806

1. 事業の内容

対象となる設備の例	内容
農林水産省スマート農業技術カタログに掲載されている機械の導入	農林水産省の「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機械は、原則として「スマート農業導入補助」の対象となります。 ※畜産に関係する設備等も含む
ガイダンス・自動 操舵補助システム	作付け品目によっては非常に精密な圃場作業が必要となる場合があり、圃場内での経路誘導や自動 運転により効率と精度の向上を目的とする設備
経営管理システム (営農・生産管理)	ICTを活用した営農アシストシステム ・圃場、品目ごとの栽培計画、作業記録、収量、 出荷などの情報管理
自走草刈機	リモコン式自走草刈機
ドローン	病害虫防除、施肥用

※対象になる機械等のイメージが掴みにくい場合は、農林水産省のスマート農業技術カタログを参考にしてください。

※リース料、通信料、メンテナンス費、保険料等は補助対象外となります。

2. 補助の対象者

上板町内に住所または本社を有する<u>認定農業者(個人・法人)、認定新規就農者(個人・法人)、農業経営基盤の強化に関する基本構想の水準に経営規</u>模が到達していると認めた者

3. 募集・申請期間

令和6年4月1日~令和6年10月25日

町の補助金には限りがあるため、事前にお問い合わせください。

申請に必要な書類は窓口にて説明、お渡しをします。

お問い合わせ

上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

農業経営収入保険加入推進補助金

■農業経営収入保険への加入者に対し、保険料の一部を補助

農業者の経営努力では避けられない様々な収入減少リスクに備えるため、農業共済組合が行う農業経営収入保険への加入を促進することを目的とし、加入者に対して保険料の一部を補助します。

■補助事業の内容

収入保険に新規に加入もしくは継続加入し、保険料・積立金・付加保険料(事務費)を納付した農業者を対象に、払い込んだ保険料(掛け捨て分)の5分の1以内を補助する。

1加入者に対し10万円を上限とする。

■補助対象者

上板町に住所を有しており、農業経営収入保険に新規加入および継続している個人

上板町に本社を有しており、農業経営収入保険に新規加入および継続している法人

■補助金額

保険料(掛け捨て分)の5分の1以内 ただし、1加入者に対し10万円を上限とする。 ※付加保険料は対象外

* 営農計画に変更が生じるなど、保険料に不確定要素がある場合は、保険期間が終了後での補助金交付申請をお願いします。

お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

あなたと出会いたい人がいる

(9)

上板町では、積極的な結婚活動を応援するため、とくしまマリッジサポートセンターが運営する「マッチングシステム」の会員登録費を補助します。

■対象経費

マリッサとくしまマッチング会員登録料の半額 (1/2)

■対 象 者 上板町に現住所がある18歳以上の独身の方

■補助金申込 マッチング会員登録 >

登録料支払い

補助金申請

交付

マリッサとくしまで マッチング会員登録

支払い後、 領収書の受取 領収書、認印をご持参の 上、企画防災課にて申請 補助金の 交付

補助制度に関するお問い合わせ上板町役場 企画防災課☎088-694-6824

マッチングシステムに関するお問い合わせ ● とくしまマリッジサポートセンター☎088-656-1002 (水曜・木曜休み)

徳島バス定期券購入費補助制度をご利用ください

上板町民の皆様の経済的負担の軽減と徳島バス利用促進のため、徳島バス定期券購入者に対して、補助金の交付を行います。

1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、町内のバス停留所を利用し、令和6年4月1日~令和7年3月31日までの間に1ヶ月以上の徳島バス定期券を購入した方。

- 2 補助金額 徳島バス定期券購入費の1/2の金額 (100円未満の端数は切り捨て)。
- 3 募集件数 予算の範囲内で先着順に受付。

4 申し込み手順

- ①徳島バスから路線バスの定期券をお買い求めください。その 時、領収書もあわせてお受け取りください。
- ②企画防災課窓口に備え付けの生活交通バス定期券購入費補助金交付申請書に必要事項を記入の上、定期券と領収書の写しを添付して企画防災課に提出してください。 なお、上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできますのでご利用ください。
- ③提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定 通知書にてご案内をします。但し、申込は先着順になります ので、あらかじめご了承ください。
- ※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。
- ◆ お問い合わせ◆ 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業

上板町では、高齢者の日常生活における利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図ることを目的として、高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業を実施しております。

対象者は75歳以上の方となっております。(運転免許証を返納された方は65歳以上から対象です。)



- ●年額10,000円分の助成券を以下から自由に選択できます。
- ①バス料金助成券のみ 10,000円分 ②タクシー料金助成券のみ 10,000円分
- ③バスとタクシー料金助成券 バ ス 5,000円分 タクシー 5,000円分
- ※バス料金助成券は**徳島バス**、タクシー料金助成券は**松島タク シー**でのみ利用可能です。
- ※助成券のお渡しは1年(4月1日から翌年3月31日)に1回です。
- ※申請の際は、本人確認書類(健康保険証等)を持参してください。 代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類 を持参してください。
- ※助成券を受け取ったことに伴い、所得申告が必要になる場合があります。詳しくは税務課へお問い合わせください。

その他ご不明な点は健康推進課(☎088-694-6810)までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

上板町敬老祝金支給事業

●支給対象者

上板町に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

- 1 基準日(当該年9月1日)において、満88歳の者。
- 2 当該年の4月1日から翌年3月31日までに満99歳又は 満100歳に到達する者。
- 3 当該年の4月1日から翌年3月31日までに、満101歳 以上の者。

●申請手続き

満88歳の方は申請が必要となります。対象となる方には9月下旬頃に案内通知と申請書を送付いたしますので、申請書に必要事項を記入し、役場健康推進課へ提出してください。

- ※申請の際は、印鑑・本人確認書類(健康保険証等)・振込先の通帳写し(本人名義のもの)を持参してください。なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。
- ※当該年度を超えての申請はできません。

●支給金額

満 88歳の方 10,000円 満 99歳の方 30,000円 満100歳の方 50,000円 満101歳以上の方 10,000円



お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

▶▶▶ 自主防災組織活動助成事業



上板町では、地域防災力の向上及び自主防災組織の活動活性化を図るため、防災活動を実施した 自主防災組織に対して助成金を交付します。



●助成対象

上板町内で結成されている自主防災組織が実施する訓練や研修等の防災活動

●助成額

参加世帯数	助成額
10世帯以下	5,000円+(参加世帯数×1,000円)
11~30世帯	10,000円+(参加世帯数×1,000円)
31~50世帯	15,000円+(参加世帯数×1,000円)
51~60世帯	20,000円+(参加世帯数×1,000円)
61世帯以上	25,000円+(参加世帯数×1,000円)



※助成金交付は1年度につき1回のみ (予算の範囲内での交付)

●申請の手順

① 交付申請書の提出

助成金の申請をされる自主防災組織は、防災活動の実施日までに活動助成金交付申請書を提出してください。 交付対象として認められた場合、企画防災課より代表者宛てに交付決定通知書を送付します。

② 活動完了実績報告書の提出

防災活動の終了後、活動時の写真を添付して、活動完了実績報告書を提出してください。 内容が適当であると認められた場合、企画防災課より代表者宛てに交付確定通知書を送付します。

③ 請求書の提出

交付確定通知書を受け取ったら、活動助成金請求書を提出してください。 企画防災課より代表者宛てに支払い通知を送付し、指定された口座に助成金を振り込みます。

お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

自転車乗車用ヘルメット購入費 補助制度をご利用ください



上板町民の皆様の経済的負担及び交通事故による被害の軽減のため、自転車乗車用ヘルメット購入者に対し て、補助金の交付を行います。

1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、また、過去に同一の補助金等を受けてない方で、令和6 年4月1日~令和7年3月31日までの間に自転車乗車用ヘルメットを購入した方。

2 補助金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費の1/2の金額 (100円未満の端数は切り捨て)。 ※1人1個あたり上限3,000円

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。



帯状疱疹予防接種

受付場所:上板町保健相談センター

申請受付開始日: 令和6年4月1日

予防接種費用(任意接種)の 一部を助成します。

◆ 助成対象者

接種日において上板町内に住所がある50歳以上の方帯状疱疹予防接種について任意接種を希望する方

◆ ワクチンの種類・助成額・助成回数

*2種類のワクチンがあります。接種方法や接種回数が異なります。必ず医師と相談し、どちらか一方のワクチンを選択し規定の回数の接種を完了しましょう。



	乾燥弱毒性水痘ワクチン (ビケン)	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン (シングリックス)
種 別	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数方法	1 回(皮下注射)	2回 (筋肉内注射) (1回目の接種後、2か月後に2回目の接種 を行う) *1回目の接種から6か月以上経過した場合 は助成の対象にはなりません。
助成額	4,000円	10,000円/回
助成回数	1 🗆	2回まで

◆ 接種医療機関 *助成は町内下記医療機関のみとなります。

医院名	住 所	電話番号
井関クリニック	上板町椎本字椎ノ宮314番地1	088 – 637 – 6066
友 成 医 院	上板町七條字山ノ神22番地1	088 – 694 – 5515
野田医院	上板町鍛冶屋原字西北原18番地	088 – 694 – 2009

- ◆申請方法 接種の前に上板町保健相談センターにて申請が必要です。
- ◆ 自己負担額 接種費用から助成額を差し引いた額となります。

◆ 任意予防接種

任意予防接種は、医師と相談のうえ個人の意思により接種を受けます。予防接種の間隔や、効果・副反応についてはかかりつけ医や接種を受ける医師等によく相談して下さい。

◆ よくある質問 「帯状疱疹とはどのような疾患ですか?」

帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが原因で発症します。子どもの頃に水ぼうそうにかかった後もウイルスが神経に潜伏していて、加齢や疲労、ストレスなど免疫力が低下するとウイルスが再び活性化する事で発症します。神経に沿って皮膚の痛みや違和感があり、痛みに続き水ぶくれなどの皮膚症状が発現します。

お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

令和6年度

老人福祉センター講座・介護予防教室・健康づくり事業のご案内

上板町社会福祉協議会では、高齢者の方々が、健康の保持増進を推進し、趣味を生かした介護予防を目的 とした下記講座・教室を開催いたします。ぜひ皆さん、お友達を誘ってご参加下さい。

≪上板町老人福祉センター講座≫

福	祉セン	ター講座	至	定員	受 講 日	時 間	場所	開講日
短	歌	講	座	20名	月1回 第3火曜日	10:00~11:30	老人福祉センター	5月21日(火)
俳	句	講	座	20名	月2回 第2・4火曜日	13:30~15:30	老人福祉センター	5月14日(火)
書	道	講	座	15名	月2回 第1・3火曜日	13:30~15:00	老人福祉センター	5月7日(火)
陶	芸	教	室	20名	月2回 第1・3金曜日	9:30~12:00	老人福祉センター	5月10日 (第2金)
健	康	運	動	30名	月2回 第1・3木曜日	13:30~14:30	老人福祉センター	5月2日(木)
健康	! け /	υ玉教	室	15名	月1回 第1木曜日	10:00~11:30	老人福祉センター	5月2日(木)

受講料は無料ですが、実習材料費は個人の負担(実費)となります。

≪介護予防事業≫

受講対象者 … 65歳以上で介護予防教室への参加を希望される方に栄養、歯科、運動の項目について、現在の生活状況がわかるアンケートを実施して頂きます。その結果、多くの項目に該当し、生活機能の維持改善のため、見直しが必要とみなされた方が対象となります。(申込締切:4月末)

	定員	受講日	時間	場所	開講日
介護予防教室	15名	7月〜9月 (3か月間) 毎週火曜日	栄養教室 9:30~10:10 歯科教室 10:20~11:00 運動教室 11:10~11:50	老人福祉センター	7月2日(火)

≪健康づくり事業≫

講座名	定員	受講日	時 間	場所	開講日
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第1月曜日	10:00~11:00	東老人集会所	5月13日 (第2月)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第2金曜日	10:00~11:00	西老人集会所	5月10日(金)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第3金曜日	10:00~11:00	西分老人集会所	5月17日(金)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第4金曜日	10:00~11:00	南老人集会所	5月24日(金)
太極拳	20名	月1回 第2木曜日	10:00~11:30	西分老人集会所	5月9日(木)
太極拳	20名	月1回 第4木曜日	10:00~11:30	南老人集会所	5月23日(木)
いきいき百歳体操	20名	月1回 第2月曜日	10:00~11:00	西分老人集会所	4月8日(月)

※受講資格、上板町内在住で、老人クラブ会員及び一般の方々。

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町社会福祉協議会事務局 ☎088-694-6155

上板场物场的夕号艺



みんな楽しく、いい汗かいて 健康な体づくり

令和6年度 会員募集中!

日曜・祝日休み

教 室 名	開設日時	会 場	指導者等	備考
①キッズサッカー	第2·4月曜日 19:00~20:00	東光小学校体育館	多富義和 町スポーツ推進委員	4歳~ 小学3年
②からだスッキリエアロ	毎週火曜日 13:30~14:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	矢野真弓 フィットネスインストラクター	有料
③太極拳	毎週水曜日 13:30~15:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	上板ふれあいクラブ 太極拳愛好会	
④エンジョイエアロ	毎週木曜日 19:30~20:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	矢野真弓 フィットネスインストラクター	有料
⑤健康吹き矢&ボッチャ	第2·4木曜日 13:30~14:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	 井坂道子・岡本佐和子 	
⑥健康ストレッチ	第2·4木曜日 15:00~15:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	板東宏一 ばんどう接骨院院長	
⑦キッズスポーツ教室	第2·4土曜日 14:00~15:00	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	八尾景子 子ども身体運動発達指導士	幼稚園~ 小学2年
®ニュースポーツ (カローリング)	第1·3土曜日 13:30~15:00	農村環境改善センター 多目的ホール	上板町スポーツ推進委員	
⑨バウンドテニス	第1·3土曜日 15:00~17:00	農村環境改善センター 多目的ホール	西條勝行 県バウンドテニス協会	
⑩ダンススポーツ	毎週土曜日 15:00~17:00	中央公民館大会議室 (役場2F)	濱 清枝 徳島県ダンススポーツ連盟公認指導員	
卓球を楽しもう 筋力トレーニング	月~金13:00~20:00 土 13:00~18:00	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	お友達や家族で卓球を楽しみませんか(貸ラケット有)	筋トレ高校生以上使用可

【会費・スポーツ安全保険料】 ※会費とスポーツ安全保険料を支払えば、教室に参加できます。

区 分	年会費	家族2人目から	団体(10人以上)	団体(20人以上)	スポーツ安全保険				
大人(高校生以上)	3,000円	2,500円	2,500円	2,000円	1,850円				
高齢者(65歳以上)	2,500円	2,000円	2,000円	1,500円	1,200円				
中学生以下	2,000円	1,500円	1,500円	1,000円	800円				
ファミリー	8,000円	同一世帯で人数制限なし(要:保険加入)							
フリーパス	20,000円	ス	スポーツ安全保険料・すべての教室参加料込						

●入会申込書は、上板町ふれあいセンターにあります。

※会費・スポーツ安全保険は令和7年3月31日まで有効

※筋トレ・卓球 使用料(会員1ヶ月500円、会員外1回町内300円、町外500円)

※上板町外の方は、年会費+500円

※⑤、⑧、⑨の教室は維持費として(年間500円)

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板ふれあいクラブ事務局 ☎ 088-679-7788 開設時間 月~金13:00~20:00 ±13:00~18:00

令和6年度 馬道会館受講生募集

講座名	受講日	開始時間	講師	内容・持参する物・材	料費	締め切り日	
自力整体教室	毎週月曜日	午前10時00分	森口登志子	ヨガマット、タオル、飲料水		定員になり	
健幸氣功教室 🌄	毎月第 1・3 火曜日	午前10時00分	里見 和代	タオル、飲料水		次第締切	
フ ラ ワ ー デザイン教室	毎月第3木曜日初回4月18日(木)	午後1時30分	近藤佐起江	季節のアレンジメント 花ばさみ、新聞紙	4月~9月 6回で 12,000円	4月11日 (木)	
寄せ植え教室	4月24日(水)	午後1時30分	花由	春のガーデニング	2,500円	4月19日 (金)	
押し花教室	毎月第1火曜日	午後1時30分	近藤佐起江	季節の花を押してみよう	額代	随時	

■その他相談事業

くらしの保険相談	5月28日(火) 奇数月 第4火曜日	午後1時30分	吉岡運生	年金・健康保険・失業保険 労災保険・交通事故 生命保険・住宅ローン等	
----------	--------------------------	---------	------	--	--

※ヨガ教室は、令和6年3月をもって閉講しました。

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町馬道会館 ☎088-694-4868

令和6年度 上板町文化センター 講座受講生募集]

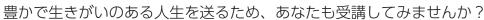
講座名	受講日	開始時間	受講料	準備物	講師名	会場
カラダ年齢若返り 体操教室 常	毎月第3火曜日	午前10時00分	無料	ヨガマット	関本真美	文化センター
カラダ年齢若返り 👩 対 教 室	4月初り八曜日	午前11時00分	M 19	飲料水		文化センク
フラダンス教室 🞘	毎月第2・4金曜日	午後2時00分	無料		松本 美穂	文化センター
生 け 花 教 室 (桑原事慶流)	毎月第2・4木曜日	午後1時30分	花代 1回 800円	花器・剣山 ハサミ 筆記用具	川崎富枝	文化センター
書道教室(小・中学生対象)	毎週火曜日	午後5時00分	無料	書道道具	永井 厚子	第1分館
パッチワーク教室 🏶 🕸	毎月第2火曜日	午後 1 時 30分	材料代実費	裁縫道具	眞鍋 美喜	文化センター
健康ヨガ教室	毎月第3木曜日	午後1時30分	無料	飲料水 ヨガマット	勝占公美子	第1分館
日本舞踊教室	毎週火曜日	午後 1 時 30分	無料		平野シマコ	文化センター
スポーツ吹矢教室	毎月第1・3水曜日	午前9時00分	無料	吹矢道具	日野 繁子	文化センター
吊し飾り教室	毎月第1・3水曜日	午後 1 時 30分	材料代実費	裁縫道具	上原千代子	文化センター
古 典 講 座	毎月第2火曜日	午後1時30分	月 500円	古語辞典 ノート 筆記用具	野村千恵子	文化センター
太極拳教室	毎月第2・4水曜日	午前10時00分	月 2,500円	タオル 飲料水	盛下のぶ子	文化センター
大正琴教室	毎月第2・4水曜日	午後1時00分午後3時30分	月 3,850円 入会金 1,650円 年会費 2,750円	大正琴	金井 宏美	文化センター
いきいき百歳体操教室	毎週木曜日	午後 1 時 30分	無料	タオル 飲料水	理学療法士	文化センター
オカリナ教室 🥌	毎月第1・3金曜日	午後 1 時30分	無料	オカリナ	松尾 義和	文化センター
生活習慣病予防体 操 教 室	毎月第1月曜日	午前10時00分	無料	室内用運動靴 タオル・飲料水 ヨガマット	長谷部裕之	文化センター
折 り 紙 教 室 ★★	毎月第1・3水曜日	午後1時00分	無料	折り紙	吉田 弘	文化センター
手作り教室》	毎月第4月曜日	午後 1 時 30分	無料	裁縫道具	大杉 早苗	文化センター
フラワーアレンジメント	毎週金曜日	午前10時30分 午後7時00分	フラワーアレンジメント 3,500円 プリザーブドフラワー 4,200円 お子様用 3,400円	新聞紙 ゴミ袋 ハサミ	石部まゆみ 090-1327-8715 (直接お申し込み下さい)	文化センター

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町文化センター ☎088-694-3020

令和6年度 中央公民館各種講座案内



上板町中央公民館では、次の講座を開講します。





No.	講座名	定員	学習日と場所	講師名	対象
1	英会話(初心者対象)	15	毎週月曜:月4回 19:00~第2会議室	中学校英語指導助手	成人
2	英会話(中級程度)	15	毎週月曜:月4回 20:10~第2会議室	フロスト ダニエル	N,X,
3	中国語	20	毎週火曜:月4回 19:30~第2会議室	近藤珠梨	成人
4	日本舞踊	20	第2·4水曜:月2回 19:30~第3会議室	西條澄子	成人
5	書道	15	第1·3水曜:月2回 19:30~第1会議室	永井厚子	高校生以上
6	詩吟	15	第2·4金曜:月2回 19:30~第1会議室	原田重利	成人
7	詩吟	15	第1·3木曜:月2回 19:30~第1会議室	西條陽一	成人
8	三味線	15	第1·3木曜:月2回 10:00~試食室	杵家弥津穂	成人
9	日本舞踊・阿波踊り	20	第1·3土曜:月2回 13:30~第3会議室	平 野 シマコ	3歳~成人

○初回開講日の日程は申込者に個別文書にてお伝えいたします。

申込方法

上板町中央公民館事務局(教育委員会内)に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください(郵送可)。

申込書は、上板町ホームページからもダウンロードすることができます。

電話や指定申込書以外の受付は行っていません。

窓口受付時間

平日の午前8時30分~午後5時

受 講 料

無料です。ただし、実習材料費等は個人負担(実費)でお願いします。

受講資格

上板町内在住・在勤、積極的な学習意欲のある人で、各講座の対象となる人。

注意事項

前年度受講者も申し込みできますが、初心者の方を優先いたします。定員に達し次第受付を終了します。また、申込人数が5名以下の場合、開講できないことがございます。予めご了承願います。

● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

令和6年度 狂犬病予防注射日程表



飼い犬は法律により、生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬 病予防注射を受けることが義務づけられています。本年度も 次の日程のとおり実施しますので、都合のいい場所で受けて ください。

当日は、混み合う事が予想されますので、新しく飼い始めた方は、前もって登録していただき、円滑に注射ができますようご協力ください。この日程で都合の悪い方は、動物病院で受けてください。

※令和2年度より注射料金が3,300円に変更となって おります。

- ※登録は、(公社) 徳島県獣医師会に加入の動物病院でもできます。
- ※狂犬病予防注射を、(公社) 徳島県獣医師会に加入していない動物病院等で受けた場合は、役場窓口で注射済票の交付手続き(550円)が、別途必要となりますのでご注意ください。
- ●登録犬が死亡したときは、必ず役場環境保全課まで死亡届を提出してください。
- ●町内での住所・飼い主の変更又は町外からの転入のあった場合は役場環境保全課まで、 他市町村へ転出された場合には、新たな所在地の役場等へ変更届を出してください。

※お釣りが出ないように狂犬病予防注射費用を ご用意ください。

登録済犬

狂犬病予防注射 3,300円 計 3,300円

新規登録

登録 3,000円

狂犬病予防注射 3,300円 計 6,300円

- ○当日は、担当獣医師の指示に 従い、注射を受けてください。
- ○時間・場所を確認の上、犬をお連れください。
- ○トラブルの原因になりますので、 首輪が抜けないようにしっかりと しめてください。

月日	时 间	場 川	月日	時 间	場 別
	9:30~ 9:50	古町水土里ゾーン前		9:30~ 9:50	十 二 神 社 前
_	10:00~10:30	鳥 羽 神 社	E	10:00~10:20	佐藤塚集会所前
5 月 13 日	10:40~11:00	高志地区消防コミュニティーセンター	5月	10:30~11:00	旧JA高志支所東部集荷場
13 日	11:10~11:40	天 目 一 神 社 前	14 日	11:10~11:40	椎本多目的集会所
目	13:15~13:35	乳 保 神 社	火	13:15~13:40	西分老人集会所
月曜日	13:45~14:05	鳥 屋 会 堂	曜日	13:50~14:10	高 磯 集 会 所
	14:15~14:45	瀬部元原公会堂		14:20~14:45	大 聖 寺 前
	14:55~15:25	役 場 駐 車 場		14:55~15:20	小路ごみステーション前
	9:30~ 9:55	旧JA大山支所農業倉庫		9:30~ 9:55	泉谷高速高架下
_	10:05~10:30	馬 道 会 館	_	10:05~10:30	泉谷多目的集会所
5 月 15 日	10:40~11:05	文化センター	5月	10:40~11:05	天 神 前 公 会 堂
15 日	11:15~11:40	原東多目的集会所	16 日	11:15~11:40	熊 ノ 庄 集 会 所
7K	13:15~13:35	大 山 町 集 会 所	木	13:15~13:35	門田集会所
水曜日	13:45~14:05	大 己 貴 神 社 前	曜日	13:45~14:10	西老人集会所
	14:15~14:40	殿 宮 神 社 前		14:20~14:45	松島神社前
	14:50~15:20	小柿ごみステーション前		14:55~15:25	役 場 駐 車 場

병 하 되다 병 병

※ 野犬・放し飼い等の苦情のお問い合わせ

神山町阿野字長谷333 徳島県動物愛護管理センター ☎088-636-6122

● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

保険料を算出するための保険料率は2年ごとに見直すこととなっており、この度、令和6年度および令和7年度の保険 料率が下記のとおり決定しました。

また、制度の見直しや政令・条例改正により、保険料の上限額等についても見直しが行われています。

なお、所得の低い方および被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方については、保険料の 軽減制度があります。

被保険者の皆様に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要 する費用に充てることとなっています。

被保険者の皆様には、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

所得割額 被保険者の所得に応じて負担

基礎控除(43万円)後の 総所得金額等(①)

所得割率(10.55%)※

※①が58万円以下の方については、令和6年度の所得割率は9.85%となります。

均等割額 被保険者が等しく負担

56.311円

保険料

100円未満切り捨て 上限額80万円※

※経過措置として、以下の方については、令 和6年度の上限額は73万円となります。 ・昭和24年3月31日以前に生まれた方

・令和7年3月31日以前に障害認定によ り被保険者となった方

保険料の軽減(令和6年度)

均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の 場合は、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	軽減割合
4 3万円+ [10万円×(年金・給与所得者の数-1)]以下	7割
4 3万円 + 「2 9万 5,0 0 0円×世帯の被保険者数」+「1 0万円×(年金·給与所得者の数-1)」以下	5割
4 3万円 + 「5 4万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金·給与所得者の数-1)」以下	2割

- ・軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中に徳島県で被保険者の資格取得した方は資格取得日)時点の世帯状況により行います。
- ・軽減判定において世帯の総所得金額等の合計額を計算する際、昭和34年1月1日以前に生まれた方については、年金所得から15 万円を控除します。
- 部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。 ・表中の
- ・「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方のことです。
 - ①給与収入額(専従者給与を含まず)が55万円を超える方
 - ②昭和34年1月2日以後に生まれた方で、公的年金収入額が60万円を超える方
 - ③昭和34年1月1日以前に生まれた方で、公的年金収入額が125万円を超える方

被保険者の被扶養者 であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養 者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年 の間、均等割額が5割軽減されます。

ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)

軽減割合 5割

保険料の納め方

年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。

納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先はお住まいの市町村です。

●特別徴収(年金からの天引き)

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険 料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。 なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料 額で特別徴収を行います。

●普通徴収(納付書または□座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方については、納付書または口座振替による納付 となります。

【特別徴収】の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
るまで の保険 <u>算定さ</u>	所得が の間、 料額を れた保 します。	前年度 基に <u>仮</u> 険料額	月に年 定し、 額から	所得確定 間保険料 その <u>年間</u> 仮徴収額 額を3期 します。	額を決 保険料 を差し

※新たに被保険者となった方や、市町村をまたいで転出・転入した方については、一定期間普通徴収となります。

お問い合わせ● 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666 〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地 1 徳島県後期高齢者医療広域連合 または上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

INFORMATION

保健師からのお知らせです



1 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用助成

従来より変更があり、65歳になる方のみ対象となります

(1) 定期接種対象者

上板町に住民票があり接種を希望される方で、下記①または②に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。

- ① 65歳の者
 - ●予診票は、65歳の誕生月の翌月に個別通知を送付いたします。
 - ●費用助成の対象となるのは、65歳にある間に1人1回のみです。 この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種(全額自己負担)となりますので、ご注意ください。
- ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方
- (2) 接種可能期間 65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで
- (3) 自己負担額 4,000円 (接種費用から公費負担を除いた金額) ※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。
- (4) その他

肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するためのものです。 接種を希望される方はかかりつけ医療機関へ申し込んでください。 (※要予約)

2 麻しん風しん混合 (麻しん・風しん単独も可) 予防接種

春先から初夏にかけて風しんが流行しやすい時期です。 予防接種により風しんを予防しましょう!

麻しんは麻しんウイルスの空気感染、飛沫感染、接触感染によって起こります。 感染力が強く、高熱、せき、鼻汁、眼球結膜の充血、めやに、発疹を主症状とし ます。主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風しんは風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。軽い風邪症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。合併症として、血小板減少性紫斑病や脳炎などがあります。

定期接種の該当者は以下の通りです。確実に予防するために2回の予防接種が必要ですので、通知を受け取ったら早い時期に受けてください。

第1期:1歳児

第2期:小学校入学前1年間の幼児



お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

3 風しんの追加的対策 (風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種)

厚生労働省は、平成30年の風しんの流行を受け、同年12月に、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん抗体検査及び予防接種(風しん第 5期定期予防接種)を行うこととしました。この対策の実施期間は平成31年4月1日から令和4年3月31日までの 3年間を予定しておりましたが、更に3年間延長され、令和7年3月31日まで実施いたします。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない方が、風しん第5期定期予防接種の対象者となります。

- 1. 対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性
- 2. 実施回数 風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種それぞれ1回
- 3. 実施期間 令和7年3月31日まで
- 4. 実施機関 契約医療機関
- 5.費 用 風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種それぞれ原則無料
- 6. 実施方法
 - ① 上記の対象者へ風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種のクーポン券を送付する。
 - ② クーポン券を持参し、契約医療機関や健診機関で風しん抗体検査を受ける。
 - ③ 医療機関又は健診機関から風しん抗体検査結果を受け取る。
 - ④ 抗体価がHI法にて「8倍未満・8倍」の場合、クーポン券を持参し契約医療機関にて風しん第5期定期 予防接種を受ける。
 - ※抗体価がHI法にて「16倍」の場合は「上板町風しん予防接種費助成」の対象になります。

4 上板町風しん予防接種費助成

妊婦さんへの風しんの感染を防ぐことで、生まれてくる赤ちゃんの「先天性風しん症候群」を予防するための対策として、風しん予防接種費用の一部を助成します。

1. 対象者

- (1) 予防接種を受けた日に上板町に住所を有する方で、風しんの抗体検査において陰性と診断され、かつ、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 妊娠を希望する、又は妊娠する可能性の高い女性
 - イ 昭和37年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた男性 (風しん第5期の対象者を除く)
- (2) 予防接種を受けた日が、平成25年10月22日以降であること。
- 2. 助成回数 1回
- 3. 助成金額

ア 風しん単抗原ワクチン 3.500円

イ 麻しん風しん混合ワクチン 5,000円

ただし、接種費用がこの金額に満たない場合は実際の接種費用を助成する。

4. 申請時に必要な物

次に掲げる書類の原本もしくはコピーを持参してください。

- ① 風しんの抗体検査において陰性と判断された者であることを証明することができる資料
- ② 当該予防接種に要した費用に係る領収書
- ③ 予防接種を受けたことがわかる書類 (接種済証等)
- ④ 費用を振り込む通帳(本人名義のものに限る)
- ⑤ 印織
- ⑥ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - お問い合わせ 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

4月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月日	時 間	場所	内容	担当
4/2	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・管理栄養士・理学療法士
5/7	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士

Ⅱ 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月日	受付時間	場所	内 容	該当者
4/3	※個別通知にて 案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、診察、育児相談、 栄養相談	令和5年5月·6月·11月·12月生

2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月日	受付時間	場所	内 容	該当者
4/24	※個別通知にて 案内します。	保健相談センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	令和5年12月22日~ 令和6年2月24日生

お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

令和6年 **4·5月分**

〈4/1~5/10まで〉











■ 担当時間 ■

平日18:00~22:00 休日 9:00~22:00

市外局番は (088)です。

4	1 (月)	稲	次	病	院	692-5757
∄	2 (火)	浜	病		院	692-2317
	3 (JK)	清	水	内	科	692-8900
	4(木)	あい	ずみ	皮ふ	科	692-9211
	5 金	奥	村	医	院	692-2403
	6 (土)	みやさ	き内積	斗診療	所	672-6618
	7 (🗆)	たかた整形	/外科・せば	ぎねクリニ	ック	698-8689
	8 (月)	Ш⊞	眼科	藍	住	692-8118
	9 (火)	矢	野	医	院	692-4411
	10 (水)	西條	内 科	耳鼻	科	692-8711
	11(木)	富本	小 児	科内	科	692-7228
	12 金	中山産	婦人科	・小児	科	692-0333
	13 (土)	野田	(泰)	医	院	694-2009
	14 (🖯)	上板整	形外科ク	フリニッ	2	637-6600
	15 (月)	内科クリ	ノニック	・オクム	ラ	692-4771
	16 火	きはら	耳鼻咽	喉科医	院	693-0087
	17 (水)	こやま小	児科内科	クリニッ	ク	637-3211
	18休	大 ク	、保	内	科	692-1220
	19 金	杉みね	整形ク	リニッ	2	693-1021
	20 (土)	友	成	医	院	694-5515

4	21 (🖯)	藤本	クリ	ノニ	ック	698-0303
月	22 (月)	増 田	クリ	ノニ	ック	693-3020
	23 (火)	小 松	泌	尿 器	景 科	692-1277
	24 (水)	藍住丿	島:	フリニ	ック	692-0110
	25休	こうの) INR	クリニ	ック	693-1103
	26 金	藍住た	まき青	空クリ	ニック	678-7727
	27 (土)	井関	クリ	ノニ	ック	637-6066
	28 (日)	Ш	原	眼	科	694-8388
	29 (月)	吉里	野 J	病	院	698-6111
	30 (火)	安	芸	内	科	692-6111
5 月	1 (水)	あい	ずみ	松本	眼科	677-5568
А	2 (木)	上板整	形外和	斗クリニ	ニック	637-6600
Э	2 (木) 3 (金)	上板整 き た	形外和 じ ま	斗クリニ 田 岡	ニック 病 院	637-6600 698-1234
В					_ , ,	
B	3 金	きた	じま	田岡	病院	698-1234
B	3 金 4 生	き た き た	じまじま	田岡	病 院 病 院	698-1234 698-1234
<i>F</i>	3 金 4 仕 5 回	き た き た	じまじま		病院病院病院	698-1234 698-1234 698-1234
B	3 金 4 仕 5 旧 6 用	き た き た き た	じ じ じ し し し し 根	田岡田岡田岡	病院病院	698-1234 698-1234 698-1234 698-0123
<i>A</i>	3 金 4 仕 5 旧 6 月 7 W	き た き た 田 井	じじじ 根上	田岡田岡田岡内病	病 院 病 院 病 院 科 院	698-1234 698-1234 698-1234 698-0123 672-1185
H	3 金 4 生 5 日 6 月 7 火 8 水	き た き た 田 井 三	じじじ根上愛	田岡田岡内病内	病病病科院科院科	698-1234 698-1234 698-1234 698-0123 672-1185 672-0176

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認 稲 次 病 院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認 東徳島医療センター 672-1171 対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。



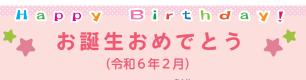
とくしまの小児救急医療体制 ^{各医療機関} 所在地

※受診される場合は、事前に確認し健康保険証・医療費助成の 受給者証をお持ちのうえご利用ください。



本ページの医療体制は変更されることがあります。 最新の情報は左記QRコードからご確認ください。 https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/ 2012081600367/





おんじゅ 多恵 久 野 一 平 女の子 (椎本)

晄大 野友樹 真 子 男の子(七條)

莉萌 帆 泰 女の子 (西分)

ひろと 翔大 佳 由 佳 男の子 (佐藤塚)

富川一哉 愛 菜 女の子 (西分)

お問い合わせ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809



本社 徳島県板野郡上板町上六條 283 番地 TEL 088-694-8166



まれてい飲み 方. 今ろ料理 方、合う料理 等をネットで チェック!

令和5年度 新しい献立が仲間プ

昨年度、新しく仲間入りした献立を紹介します。夏休みの献立コンテストの入賞献立から、学校 給食にも活用できそうな献立を3品、3学期に実施しました。おいしそうな献立がたくさんありまし たが、大量調理でもできそうで、それぞれのテーマに合わせて工夫されている献立を選びました。 ご家庭でも試してもらえるとうれしいです。材料は学校給食の4人分を目安にしています。



厚揚げの和風スパゲティ

- ・スパゲティ ……… 120g
- ・ベーコン …… 40g
 - 酒 …… 小さじ1
 - にんにく ……… 適量
- し塩・こしょう …… 適量
- 厚揚げ ······ 80g 玉ねぎ ……… 160g
- ・チンゲンサイ …… 80g
- ・えのきたけ ……… 30g

- ・しいたけ ……… 30g
- ・白ワイン ……… 小さじ 1/2
- ・みりん ……… 小さじ 1/2
- ・淡口しょうゆ …… 大さじ1
- ・和風出しの素 …… 適量
- ・ごま油 ……… 小さじ1弱





rベーコンを下味の調味料で炒め他の具材を加えてさらに炒め、 味付けをしたところにゆでたスパゲティを加えからめる

Ca5サラダ

- 小松菜 ······ 120g
- ・もやし ………… 60g
- ・ ちくわ ……… 40 g • 塩昆布 …… 3 g
- ・いりごま ……… 3 g
- ・ごま油 ………… 小さじ1強
- ★小松菜は食べやすい長さに切る。 ちくわは5mm程度の厚さに切る。 ゆでた小松菜ともやしを他の具 材と混ぜ合わせる。
- ★もとのレシピにはちりめんも入っていま した。カルシウムがたっぷり摂れる献立



豚そぼろごはん

- 米 ······ 240g
- ・豚ひき肉 …… 40g |酒 ………… 小さじ1 にんにく ……… 適量
 - しょうが ……… 適量
- 【塩・こしょう …… 適量 • しいたけ ……… 30g
- ・チンゲンサイ …… 80g ・みりん ……… 小さじ 1/2
- ・上白糖 ………… 小さじ2

- 中華スープの素(粉) … 少々
- ・濃口しょうゆ …… 大さじ1
- いりごま ………… 小さじ2
- ・ごま油 ………… 小さじ 1/2





- ★チンゲンサイは1cm程度の幅に切る。しいたけは粗めのみじん切りにする。豚ひき 肉を下地の調味料で炒め、しいたけを加えてさらに炒め味をつけ、チンゲンサイを 加えてサッと一煮立ちさせたら具材の出来上がり。炊きたてのご飯と混ぜる。
- **☎**088-694-2279 お問い合わせ● 上板町学校給食センター